

## 飯能市技術審査会規程

(平成13年訓令第5号)

(設置)

第1条 建設工事の設計及び施工並びに入札及び契約に関する事項について、技術に関する調査審議をするため、飯能市技術審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を調査審議する。

- (1) 低入札価格による入札者の調査に関すること。
- (2) 技術提案方式による競争入札における技術提案の審査等に関すること。
- (3) 設計提案方式による競争入札における設計提案の審査等に関すること。
- (4) 総合評価競争入札における総合評価基準、技術提案及び総合評価の審査に関すること。
- (5) その他市長が技術に関する調査審議を必要と認めるもの

(組織)

第3条 審査会は、会長及び委員20人以内をもって組織する。

- 2 会長は、建設部長をもって充てる。
- 3 委員は、市職員のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、年度の途中で任命された場合の任期は、当該任命された日の属する年度の末日までとする。

(会長)

第5条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は会長が招集し、会議の議長になる。

(関係者の出席等)

第7条 審査会が特に必要と認めるときは、関係職員又は技術顧問の出席を求めて意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(調査審議結果の報告)

第8条 審査会における調査審議の結果については、市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、企画総務部契約検査課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成13年4月2日から施行する。

附 則 (平成14年訓令第3号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年訓令第7号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第12号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第15号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。